

**上市町義務教育学校整備に伴う
小学校跡地利活用に関する
サウンディング調査実施要領**

**上 市 町
令和6年8月**

義務教育学校整備後の各小学校の跡地活用に向けて
民間事業者の皆様との「対話」（サウンディング型市場調査）を実施します

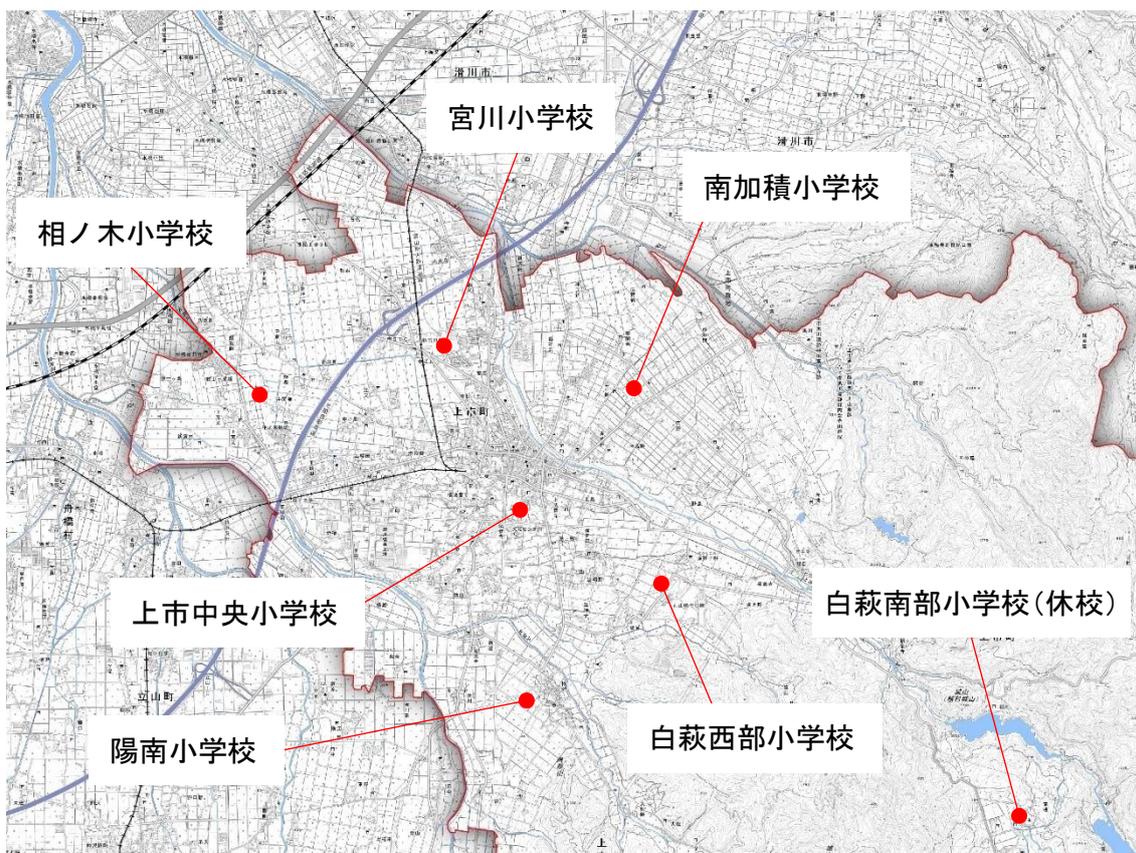
上市町ではサウンディング型市場調査として、ホームページにおいて広く調査への参加者を募り、本事業に関心のある事業者から積極的な活用アイデアを収集します。

今回民間事業者の皆様との「対話」を通じて、義務教育学校整備後の各小学校跡地の活用策等について自由かつ実現可能なアイデアを広くお聞きし、今後の検討の際の参考としたいと考えていますので、ぜひ御参加くださいますようお願いいたします。

【対話（サウンディング型市場調査）の流れ】



【上市町小学校配置図】



1 対話の進め方（スケジュール）

日程	項目
令和6年8月26日（月）	対話（サウンディング型市場調査）実施要領公表
令和6年9月13日（金）午後5時まで	対話参加の申し込み（エントリーシート提出）期限
令和6年9月16日（月）～	対話の日程調整
令和6年10月2日（水）～4日（金）	対話の実施
令和6年10月中旬	調査結果内容の確認
令和6年10月下旬以降	とりまとめ後、検討会議等実施結果の概要を報告

2 対話参加の申し込み（事前申込制）

別紙「エントリーシート」に必要事項を記入し、EメールまたはFAXにて、期間内に「7 参加申し込み・連絡先」へご提出ください。

申込期間 令和6年9月13日（金）午後5時まで

3 対話の実施（アイデア及びノウハウの保護のため、個別に行います）

- (1) 日 時 令和6年10月2日（水）～4日（金）の間で30分～1時間程度
（申込後、業務委託先の㈱建設技術研究所より、個別に調整の連絡をします。）
- (2) 場 所 上市町役場会議室 又は ㈱建設技術研究所 若しくは WEB
（申込後、業務委託先の㈱建設技術研究所より、個別に連絡をします。）
- (3) 対 象 者 民間事業者等（事業の実施主体となる意向を有する法人又は法人のグループ）

4 対象地の基本情報

対象地の概要は、別途資料「事業概要資料」をご参照ください。

5 対話内容（予定）

主に次の項目について、ご意見・ご提案をお聞かせください。各対象地について、個別でも、まとめてのご意見・ご提案でもかまいません。また、1つの対象地だけについてのご意見・ご提案でもかまいません。

なお、自らが事業の実施主体になることを前提とし、実現可能なご意見・ご提案をお願いします。

(1) 主な対話内容

- | |
|--|
| ① 小学校跡地活用について、どのような用途での活用をお考えでしょうか。
対象とする敷地と併せてご回答ください。 |
| ② ①の用途について、施設整備をどのようにお考えでしょうか。
A：既存施設を全体的に残す（リノベーション等）
B：既存施設を部分的に残す（一部建て替え）
C：全面的に建替え
D：その他 |

③ ①②について、貴社で想定される土地、建物の所有や賃貸借の形態についてお聞かせください。
④ 事業化に向けての課題など、ご意見・ご要望があればお聞かせください。
⑤ 参考となる事例があればご紹介ください。

(2) 対話の進め方

上記項目に沿って、参加された民間事業者等の皆様からご説明していただき、それを踏まえて、町側の質問等にお答えいただきます。なお、お答えいただけない項目・内容があってもかまいません。

6 留意事項（必ずご確認の上、ご参加ください。）

(1) 参加の扱い

本対話への参加実績や提案内容は、今後の対象地の活用等に際し、優位性を持つものではありません。

(2) 対話に関する費用及び説明資料の提出

(ア) 対話への参加に要する費用は、参加された民間事業者の負担とします。

(イ) 説明資料がある場合は、対面の場合は、対話当日に10部提出をお願いします。WEBの場合は、対話前日までに、電子データにて提出をお願いします。

(3) 追加対話への協力依頼

必要に応じて追加対話（文書照会含む。）を実施させていただくことがありますので、御協力をお願いします。

(4) 実施結果の報告

(ア) 対話の実施結果の概要について、庁内検討会議や町民等へ報告を行う可能性があります。

(イ) 報告にあたっては、あらかじめ参加された民間事業者に内容の確認を行います。

(ウ) 参加された民間事業者の名称は公表しません。

(5) 参加除外条件

次のいずれかに該当する場合は、対話の対象者として認めないこととします。

(ア) 取締役等（個人の場合はその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者。

(イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者。

(ウ) 取締役等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用した等と認められる者。

(エ) 取締役等が暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与したと認められる者。

(オ) 取締役等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる

者。

(カ)取締役等が、相手方が暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用していると認められる者。

7 参加申込み・問い合わせ先（※業務委託先）

(株)建設技術研究所

都市部 PFI・PPP 室 担当：川上、船戸、久湊

東京都中央区日本橋浜町 3-21-1（日本橋浜町 F タワー）

TEL：03-3668-4543（船戸）

E-mail：funato@ctie.co.jp

【担当局】

上市町 教育委員会事務局（担当：種田、松井）

〒930—0393 富山県中新川郡上市町法音寺 1

TEL：076—472—2421（直通）／FAX：076—473—2085